

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

平川市長 長尾 忠行

市町村名 (市町村コード)	平川市 (22101)
地域名 (地域内農業集落名)	平賀 <sup>①</sup> ( 平田森、町居 )
協議の結果を取りまとめた年月日	(第 1 回) 令和 6 年 2 月 2 7 日

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・平田森地区は地区内の農地の大部分が水田で、生産組合で農地が維持できているが、中心となっているのは70歳代を超えている。
- ・町居地区は、法人化した生産組合が農地の集積・集約を進めており、10年後の農地の維持について見通しが明るい。
- ・オペレーターの確保、機械の取得費用を軽減させることを目的に、他地区の組合との協力体制を築くことを検討する。
- ・後継者がいなく、農家数が減少している一因として、親が子に農業を進めないことが挙げられる。
- ・土地改良区の賦課金の支払いをやめる、水利権を手放す、全く管理されておらず再生が難しいなどの要因により、農地の集約が進められない農地がある。
- ・農業者間の相対で貸借されている農地が多く、生産組合でも把握できず、集約化が進まない要因になっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

平田森地区は生産組合が中心となり現状の農地を維持する。また、町居地区は法人化した生産組合へ農地を集積・集約する。

また、オペレーター不足、機械の取得費用の対策として、町居生産組合、新屋生産組合、沖館中央コンバイン組合の3組合にて収穫作業の共同化を目的とした組合を設立し受益面積を維持する。また、将来的に継続困難な他地区生産組織への働きかけ、合併化も併せて検討する。

そのほか、農地の出し手の情報を素早く提供できるような体制を整えることでスムーズな農地の引継ぎを図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	273 ha
------------	--------

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現在の農用地区域を継続して利用していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
町居生産組合、平田森生産組合が中心となり農地を集積・集約する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内で中間管理機構の活用を推進しているため、今後も農業委員等が中心となり集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
スマホ等を活用した農作業のIT化・省力化を図り、後継者や新規就農者が参入しやすい環境を整える。また、退職後の就農に向けた情報を提供する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】